

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 贈与税決定処分取消等請求上告事件
国側当事者・国(杉並税務署長)

平成22年11月12日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年5月23日判決、本資料257号-108・順号10717)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年1月23日判決、本資料258号-10・順号10868)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号贈与税決定処分取消等請求事件について、同裁判所が平成20年1月23日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年11月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須藤 正彦

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

当事者目録

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	藤田 耕三 石川 達紘 渡邊 洋一郎 古川 晴雄 小田 修司 錦戸 景一 花野 信子 木谷 太郎 新里 清高 鈴木 智也
被上告人	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
処分行政庁	杉並税務署長 渡邊 定義
同指定代理人	新田 智昭 小山 綾子 中嶋 明伸 石川 裕一 西川 英之 吉田 俊介 出田 潤二 大宮 由紀枝 山中 義一 櫻井 和彦 伊藤 仁志 佐藤 直志